

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、経営のスピード化・戦略性を向上させ、企業行動の透明性を確保するとともに、ディスクロージャーとアカウンタビリティを充実させることにより、より一層株主価値を重視したコーポレート・ガバナンスを構築していく所存であります。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

#### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
飯野 光彦	342,290	25.26
株式会社スター・ライツ・クリエイト	103,920	7.67
飯野 玲子	103,820	7.66
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	82,500	6.09
飯野 光俊	76,300	5.63
飯野 泰子	60,900	4.49
飯野 佐保里	52,570	3.88
中野 香	31,160	2.30
川村 美也子	30,700	2.27
上村 秀夫	24,910	1.84

支配株主(親会社を除く)の有無	飯野 光彦
-----------------	-------

親会社の有無	なし
--------	----

#### 補足説明

上記2.大株主の状況には、自己株式 30,966株を含めておりません。

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	6月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

#### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社 代表取締役 飯野 光彦は、その近親者及び近親者が議決権の過半数を所有する会社を含め、当社の発行済株式の過半数を所有しており支配株主にあたります。

現在、支配株主との取引はありませんが、万が一、支配株主との取引を行う場合は、一般の取引条件と同様に適切な条件で行うことを基本方針としております。

#### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

親会社、兄弟会社及び上場子会社は有しておりません。その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情はございません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	13名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 <span style="background-color: orange;">更新</span>	11名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
西澤 圭助	弁護士													
山口 秀巳	税理士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
西澤 圭助				同氏は、弁護士として法務等に関する専門的知見及び幅広い見識を有していることから、社外取締役(監査等委員)に選任しております。 また、同氏は東京証券取引所の定める独立性基準には該当せず、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。
山口 秀巳				同氏は、税理士として税務等に関する専門的知見及び幅広い見識を有していることから、社外取締役(監査等委員)に選任しております。

【監査等委員会】

## 委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

## 現在の体制を採用している理由

取締役及び使用人は、補助スタッフの業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力し、監査等委員会と協議のうえ適切な体制を構築いたします。当該取締役及び使用人の人事権に係る事項の決定については、監査等委員会の同意を得ることにより、他の取締役(監査等委員である取締役を除きます。)からの独立性を確保いたします。

また監査等委員会より監査業務補助の指示を受けた取締役又は使用人は、その指示の実効性を確保するため、他の取締役(監査等委員である取締役を除きます。)・内部監査室長等の指揮・命令は受けません。

## 監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、代表取締役と適宜情報交換、意見交換を行うことのほか、会計監査人、内部監査室とも適宜情報交換、意見交換を行い、相互の意思疎通を図ります。

内部監査室は、監査等委員会と緊密に連携を保ち、監査等委員会の要請に応じ調査を行うことといたします。

## 【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

## 【独立役員関係】

独立役員の数

1名

## その他独立役員に関する事項

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

## 該当項目に関する補足説明

当社は平成18年2月17日臨時株主総会決議に基づき、取締役に対しストックオプションを付与しておりましたが、平成25年2月をもって当該ストックオプションの権利行使期間が満了したため、現在は取締役へのインセンティブ付与に関する施策は実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者

## 該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

## 該当項目に関する補足説明 更新

平成29年6月期の役員報酬等の内容は以下のとおりです。  
取締役(監査等委員を除く・社外取締役を除く) 8名 132百万円  
取締役(監査等委員)(社外取締役を除く) 1名 10百万円  
社外役員 3名 3百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

#### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役(監査等委員である取締役を除きます。)及び監査等委員である取締役の報酬等の額については、平成27年9月25日開催の第53期定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除きます。)の報酬限度額を年額300,000千円以内、監査等委員である取締役の報酬限度額を年額30,000千円以内とする旨決議されております。

取締役報酬の算定については、役位、経営能力、役員在任年数などの職務及び前年対比及び予算達成の実績などの業績に基づいて算定することとしております。監査等委員である取締役の報酬については、監査等委員が協議の上、決定いたします。

#### 【社外取締役のサポート体制】

取締役会の開催に際し、社外取締役に対して必要に応じ付議議案に係る資料の事前配付もしくは事前説明を行っております。また、監査等委員会におきましても、常勤の監査等委員である取締役が非常勤の監査等委員である取締役(社外取締役)と各セクションの窓口となり意見交換を行っております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社の「コンプライアンス憲章」の行動指針を基礎として、取締役はその遵守及び推進に率先垂範して取り組みます。また、取締役及び使用人は、継続的なコンプライアンス教育による意識改善、内部監査による業務改善、内部通報制度の適切な活用等を通じてコンプライアンス体制の向上を図り、職務執行においては法令及び定款に則って行動するよう徹底します。

(取締役会及び経営戦略会議)

業務執行にあたっては、取締役会及び経営戦略会議で、総合的に検討したうえで意思決定を行います。

(内部監査室)

内部監査責任者1名をおき、内部監査規程及び内部監査計画に従い、各業務運営組織に対して業務監査を実施し、法令及び規程等の遵守並びに運用状況を確認いたします。

(監査等委員会)

監査等委員会は、常勤の監査等委員である取締役1名、非常勤の監査等委員である取締役(社外取締役)2名の3名で構成されております。取締役は監査の補助スタッフの充実、その独立性の確保及び内部監査室・各業務運営組織との連携の促進など監査等委員会監査の実効性の確保に留意いたします。

(会計監査人の状況)

業務を執行した公認会計士及び所属する監査法人

柳井 浩一(新日本有限責任監査法人)

植木 貴幸(新日本有限責任監査法人)

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

平成27年9月25日開催の第53期定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査等委員会設置会社へ移行しております。

この移行は、取締役会において議決権を有する監査等委員の経営参画により、取締役会の監査・監督機能およびコーポレート・ガバナンスの強化を図るとともに、権限委譲により迅速な意思決定を行い、経営の効率化を一層高めることを目的としております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、6月決算であり、9月株主総会が集中日となることはありません。

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算並びに第2四半期決算に関する決算説明会を、年2回開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	IRライブラリーにIR資料・適時開示情報を掲載しております。また、FAQ、財務ハイライト、IRカレンダー等のIRページも併設しております。詳細は当社ホームページをご参照ください。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署名:管理部 責任者:常務取締役 管理本部長 城戸 幸一	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境マネジメントシステムの国際規格ISO14001の認証を取得しております。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、平成27年9月25日開催の取締役会の決議により、内部統制システム構築の基本方針を一部改定し、次のとおりとしております。  
また、平成21年4月開催の取締役会において、金融商品取引法に基づく財務報告に係る有効な内部統制の確立を図る目的として「財務報告基本方針」と管理体制を定め、その整備・運用に努めております。

- (1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - イ. 当社の「コンプライアンス憲章」の行動指針を基礎として、取締役はその遵守及び推進に率先垂範して取り組みます。また、取締役及び使用人は、継続的なコンプライアンス教育による意識改善、内部監査による業務改善、内部通報制度の適切な活用等を通じてコンプライアンス体制の向上を図り、職務執行においては法令及び定款に則って行動するよう徹底します。
    - ロ. 業務執行にあたっては、取締役会及び経営戦略会議で、総合的に検討したうえで意思決定を行います。
  - ハ. 内部監査室は、内部監査規程及び内部監査計画に従い、各業務運営組織に対して業務監査を実施し、法令及び規程等の遵守並びに運用状況を確認いたします。
  - ニ. 当社は、監査等委員会を設置し、取締役は監査の補助スタッフの充実、その独立性の確保及び内部監査室・各業務運営組織との連携の促進など監査等委員会監査の実効性の確保に留意いたします。
- (2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
取締役の職務執行に係る情報(文書又は電磁的記録)は、法令及び社内規程に基づき、各部署で適切に保存・管理いたします。
- (3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - イ. 当社及び子会社は、損失の危険に関する規程として、経営危機管理規程、稟議規程、予算管理規程、資金管理要領等の規程等を整備し、各規程等を適切に運用いたします。
  - ロ. 当社及び子会社は、予算制度等により資金を適切に管理するとともに、稟議規程及び職務権限規程等により所定の権限及び責任に基づいて予算の執行を行います。重要案件においては、取締役会において総合的に審議いたします。
  - ハ. 当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社の業務執行に重大な影響を及ぼす危機的状況が発生した場合は、経営危機管理規程に従い、当該状況の緊急度に応じて危機管理組織を編成し、当社の信頼性と将来価値保全のために対策を行います。
- (4) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
当社及び子会社は、本社管理部及び事業部ごとにそれぞれ担当取締役を設置することで、職務責任の所在を明確にし、月1回開催される定例取締役会において、経営に関する重要事項の審議、決議及び職務執行状況の監督を行います。
- (5) 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - イ. 子会社においては、当社と共通のコンプライアンス憲章や経営理念を展開し、グループの健全な内部統制体制の構築をいたします。
  - ロ. 子会社に対しては、当社の定める規程類の適用、又は同様の社内規程の整備を求めます。
  - ハ. 関係会社の監督については、関係会社管理規程に従い、担当役員が必要事項を監督し、経営状況を把握いたします。
  - ニ. 内部監査室は、監査等委員会と連携し適宜子会社並びに関係会社の内部監査を行い、内部管理状況の把握と改善点の洗い出しを行います。
- (6) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制  
子会社の自主性を尊重しつつ、事業の状況に関する定期的な報告を受けるとともに、重要事項についての事前協議を行います。
- (7) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項及び当該取締役及び使用人の取締役からの独立性に関する事項  
取締役及び使用人は、補助スタッフの業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力し、監査等委員会と協議のうえ適切な体制を構築いたします。  
当該取締役及び使用人の人事権に係る事項の決定については、監査等委員会の同意を得ることにより、他の取締役(監査等委員である取締役を除きます。)からの独立性を確保いたします。
- (8) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役又は使用人に対する、監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項  
監査等委員会より監査業務補助の指示を受けた取締役又は使用人は、その指示の実効性を確保するため、他の取締役(監査等委員である取締役を除きます。)、内部監査室長等の指揮・命令は受けません。
- (9) 当社及び子会社の取締役及び使用人等が当社の監査等委員会に報告するための体制
  - イ. 当社及び子会社の取締役(監査等委員である取締役を除きます。))は、主な執行業務について担当部署を通じて適宜適切に当社の監査等委員会に報告するほか、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに当社の監査等委員会に報告いたします。
  - ロ. 当社の監査等委員会が当社の取締役(監査等委員である取締役を除きます。))及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人等から職務執行状況について報告を受けることができる体制を構築することのほか、これらの者は、当社の監査等委員会の監査活動に対して協力をいたします。当社の監査等委員は、当社及び子会社の経営戦略会議等の重要会議に出席できることといたします。
  - ハ. 法令違反や不正行為に関する通報・報告に関する適正な仕組み(内部通報制度等)を定め、当社及び子会社の取締役及び使用人等が前各号に定める報告等をしたことを理由として不利な取扱いを受けないようにいたします。
- (10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - イ. 監査等委員会は、代表取締役と適宜情報交換、意見交換を行うことのほか、会計監査人、内部監査室とも適宜情報交換、意見交換を行い、相互の意思疎通を図ります。
  - ロ. 内部監査室は、監査等委員会と緊密に連携を保ち、監査等委員会の要請に応じ調査を行うことといたします。
  - ハ. 監査等委員の職務の執行に関して生ずる費用の処理については、監査等委員の請求に従い円滑に行います。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (1) 当社は、「いかなる場合においても、反社会的勢力に対して金銭その他経済的利益を供与しない。」という基本方針の下、「反社会的勢力対応規程」「コンプライアンス憲章」「信管理規程」等規程類の整備の他、役員及び使用人は「コンプライアンス宣誓書」への宣誓を義務付け、周知徹底を図っております。



(2) 新規取引を開始するに当たっては、「与信管理規程」等に規定する内容に基づき調査会社等を利用し、相手先が反社会的勢力に該当するかどうか調査の上、取引を開始しております。

(3) 常務取締役管理本部長を担当責任者、管理部を対応統括部署とする他、対応方法については「反社会的勢力対応規程」に規定されておりとし、反社会的勢力による被害を防止するため暴追都民センターへの参加、所管警察署、顧問弁護士との緊密な連携を平素より心がけております。



## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

#### 適時開示体制の概要

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。

(1) 会社情報の適時開示に係る担当責任者及び担当部署

当社は適時開示に関する責任者として、情報開示担当役員を設置しており、常務取締役管理本部長がその任にあっております。適時開示の業務執行にあたっては、当社のインサイダー取引防止管理規定に基づき、投資者が適切な投資判断を行う上で重要な情報について、管理部において開示文書を作成し、東京証券取引所へ遅滞なく、正確かつ公正に開示するよう体制を整えております。

(2) 適時開示に係る社内情報管理体制

上記のとおり内部情報の管理責任者として、情報開示担当役員を設置し、また各業務部門長を各部門の内部情報管理者と定めております。内部情報管理者は、重要事実が発生した場合、速やかに情報開示担当役員に報告するとともに、会社関係者への情報管理の周知徹底化を計り情報の社内外への漏洩防止に努めてまいります。

また、情報開示担当役員は、把握した情報について代表取締役社長、経理部門や内部監査部門等の必要と認めたと協議し、東京証券取引所の適時開示規則に定められた開示事項に該当するか否かの判断をし、該当すると判断された事項について、当該情報保有部門・関連部門・関連会社等ならびに当該関連社員等に対し、インサイダー取引の未然防止のために、当該情報管理を徹底し、速やかに開示いたします。

適時開示事項に該当する重要な会社情報開示につきましては、取締役会の承認をもって開示することと致しております。

〈図〉業務執行・監視及び内部統制の仕組み

